

青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会会議録

日時：令和4年5月27日（金）午前10時00分

場所：青梅市役所3階教育委員会会議室

1 あいさつ

2 事務局説明

（1） 令和4年度青梅市いじめ防止強化月間について

【説明】実施要項については既に校長会・副校長会・生活指導主任会で周知し、市内小中学校はいじめ防止強化月間で要綱に記載された取組を進めているところである。また、「学校全体で確認すること」を年度当初の職員会議等で確認し、組織的・計画的にいじめ防止に向けての取組を進めるように周知している。昨年度との変更点としては、年4回実施するいじめアンケートのうち6月実施分について、実施期間を6月の終わりの10日間に変更した。その理由は、月の中旬の実施ではその後に起こったいじめを記載できないとの指摘があったためである。また、「取組内容」について、条例の改正があったため、「いじめについての相談があった際には、いじめ防止月間に限らず、速やかに報告する」という旨を記載した。

【委員】いじめ撲滅という表現について、教育用語や健全育成を図るような文言のなかでの撲滅という言葉はふさわしいのか。「問題の解消」のような表現の方がよいのでは。

【事務局】解消に変更する。

（2） 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の一部改正について

【説明】青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表のとおり、青梅市いじめの防止に関する条例に第20条（教育委員会への報告）が加わったことにより、規則第6条第1項中「第20条、第21条」が「第21条、第22条」へと改正された。

（3） 教育法務相談員について

【説明】今年度から弁護士資格を有する教育法務相談員を配置した。雇用期間は、令和4年4月25日から令和6年3月31日まで。出勤日は、月ごとに変更になるが、週3回、午前9時から午後5時まで勤務となる。業務内容は、①いじめの問題等について相談を受け、調査を行うこと。②いじめの問題等に関する当事者や関係者に対し、指導・助言等を行うこと。③市長または教育委員会の求めに応じ、いじめの問題等に関する会議に出席すること。④いじめの問題等に関する教職員等に対する研修を行うこと。⑤その

他教育行政において弁護士の特長性を発揮することができる業務全般に関すること。教育法務相談員の今後の本会議への参加については、相談させていただきたい。

【委員】事例の進捗状況など話し合いの際に、申立人側には弁護士がいるのに対し、こちらには法律の特長としての弁護士はいるが、教育に特化した弁護士はいないため、今後の会議に参加していただけると非常に助かる。

(4) いじめ重大事態 報告書等の進捗状況について【非公開】

3 議事

(1) 青梅市いじめ防止マニュアルの改訂について

【説明】マニュアル3ページ「いじめの未然防止」の研修会の実施を年1回から年3回へ変更し、「いじめゼロスローガン」の設定を追加し、4ページ「いじめ発見のチェックリスト」の内容を東京都のいじめ総合対策の文言に合わせて一部変更した。また、大きな変更として9ページ、青梅市いじめの防止に関する条例一部改正に伴い、「学校の対応」図等を変更し、13ページ第20条・21条に変更した点を記載、22ページ「いじめによる重大事態の判断について」をより分かりやすくするためにフローチャートを追加した。最後に、チェックリストを以前の対策委員会での指摘に合わせて表現を変更した。

(2) 令和4年度版 いじめアンケートについて

【説明】生活主任委員会において「あなたは、この学校の一員である（役に立っている）と感じていますか。」という項目について、不登校の子どもにはつらい文言ではないかと指摘があった。「役に立っている」を削り、「あなたは、この学校の一員であると感じていますか。」に変更したい。

【委員】不登校の子への配慮もあり、良い変更だと思う。